

厚生省告示第22号（平成12年2月10日）

厚生大臣が定める1単位の単価を定める件

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第20号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第21号）の規定に基づき、厚生大臣が定める1単位の単価を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

厚生大臣 丹羽 雄哉

厚生大臣が定める1単位の単価

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第20号）第二号及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第21号）第二号の厚生大臣が定める1単位の単価は、10円に次の表の上〔左〕欄に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス若しくは同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業を行う事業所又は同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下〔右〕欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

| 地域区分 | サービス種類 | 割合 | 地域区分 | サービス種類 | 割合 |
|------|-------------|----------------|------|-------------|----------------|
| 特別区 | 居宅療養管理指導 | 1000分の 1000 | 乙地 | 居宅療養管理指導 | 1000分の 1000 |
| | 福祉用具貸与 | | | 福祉用具貸与 | |
| | 居宅介護支援 | | | 居宅介護支援 | |
| | 訪問看護 | 1000分の 1048 | | 訪問看護 | 1000分の 1012 |
| | 訪問リハビリテーション | | | 訪問リハビリテーション | |
| | 通所リハビリテーション | | | 通所リハビリテーション | |
| | 短期入所生活介護 | | | 短期入所生活介護 | |
| | 短期入所療養介護 | | | 短期入所療養介護 | |
| | 介護福祉施設サービス | | | 介護福祉施設サービス | |
| 特甲地 | 介護保健施設サービス | | | 介護保健施設サービス | |
| | 介護療養施設サービス | | | 介護療養施設サービス | |
| | 訪問介護 | 1000分の 1072 | | 訪問介護 | 1000分の 1018 |
| | 訪問入浴介護 | | | 訪問入浴介護 | |
| | 通所介護 | | | 通所介護 | |
| | 痴呆対応型共同生活介護 | | | 痴呆対応型共同生活介護 | |
| | 特定施設入所者生活介護 | | | 特定施設入所者生活介護 | |
| | 居宅療養管理指導 | 1000分の 1000 | その他 | 訪問介護 | 1000分の 1000 |
| | 福祉用具貸与 | | | 訪問入浴介護 | |
| 甲地 | 居宅介護支援 | | | 訪問看護 | |
| | 訪問看護 | 1000分の 1040 | | 訪問リハビリテーション | |
| | 訪問リハビリテーション | | | 居宅療養管理指導 | |
| | 通所リハビリテーション | | | 通所介護 | |
| | 短期入所生活介護 | | | 通所リハビリテーション | |
| | 短期入所療養介護 | | | 短期入所生活介護 | |
| | 介護福祉施設サービス | | | 短期入所療養介護 | |
| | 介護保健施設サービス | | | 痴呆対応型共同生活介護 | |
| | 介護療養施設サービス | | | 特定施設入所者生活介護 | |
| | 訪問介護 | 1000分の 1060 | | 福祉用具貸与 | |
| | 訪問入浴介護 | | | 居宅介護支援 | |
| | 通所介護 | | | 介護福祉施設サービス | |
| | 痴呆対応型共同生活介護 | | | 介護保健施設サービス | |
| | 特定施設入所者生活介護 | | | 介護療養施設サービス | |
| | 居宅療養管理指導 | 1000分の 1000 | | | |
| | 福祉用具貸与 | | | | |
| | 居宅介護支援 | | | | |
| | 訪問看護 | 1000分の 1024 | | | |
| | 訪問リハビリテーション | | | | |
| | 通所リハビリテーション | | | | |
| | 短期入所生活介護 | | | | |
| | 短期入所療養介護 | | | | |
| | 介護福祉施設サービス | | | | |
| | 介護保健施設サービス | | | | |
| | 介護療養施設サービス | | | | |
| | 訪問介護 | 1000分の 1036 | | | |
| | 訪問入浴介護 | | | | |
| | 通所介護 | | | | |
| | 痴呆対応型共同生活介護 | | | | |
| | 特定施設入所者生活介護 | | | | |

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上
〔左〕欄に掲げる地域区分について、それぞれ

同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の
下〔右〕欄に掲げる地域とする。

| 地域区分 | 都道府県 | 地 域 |
|------|--------------|--|
| 特別区 | 東京都 | 特別区 |
| 特甲地 | 東京都 | 八王子市、立川市、武藏野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、保谷市、狛江市、多摩市、稲城市 |
| | 神奈川県 | 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市 |
| | 愛知県 | 名古屋市 |
| | 京都府 | 京都市 |
| | 大阪府 | 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、交野市、泉北郡忠岡町 |
| | 兵庫県 | 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市 |
| 甲地 | 神奈川県 | 逗子市、三浦郡葉山町 |
| | 大阪府 | 貝塚市、泉佐野市、富田林市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、三島郡島本町、泉南郡熊取町、南河内郡美原町 |
| | 福岡県 | 北九州市、福岡市 |
| 乙地 | 北海道 | 札幌市、小樽市 |
| | 宮城県 | 仙台市 |
| | 埼玉県 | 川越市、川口市、浦和市、大宮市、所沢市、岩槻市、狭山市、与野市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、上福岡市、入間郡大井町、同郡三芳町 |
| | 千葉県 | 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦安市、四街道市 |
| | 東京都 | 青梅市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市 |
| | 神奈川県 | 平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町 |
| | 静岡県 | 静岡市、熱海市、伊東市 |
| | 滋賀県 | 大津市 |
| | 京都府 | 宇治市、向日市、長岡京市 |
| | 大阪府 | 河内長野市、泉南市、阪南市、泉南郡田尻町 |
| | 兵庫県 | 姫路市、明石市、三田市 |
| | 奈良県 | 奈良市、大和郡山市、生駒市 |
| | 和歌山县 | 和歌山市 |
| | 岡山县 | 岡山市 |
| | 広島県 | 広島市、安芸郡府中町 |
| | 山口県 | 下関市 |
| | 福岡県 | 久留米市、飯塚市 |
| | 長崎県 | 長崎市 |
| その他 | すべての 都道府県 | その他の地域 |

備考 この表の下〔右〕欄に掲げる地域は、平成12年4月1日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

写

老企第39号
平成12年3月1日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局企画課長

指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引について

指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引（厚生大臣が定める額より低い価格の設定）について、下記の通り取り扱うこととしたので、御了知の上、管下市町村及び指定居宅サービス事業者等への周知を行う等、その取扱いに遺憾のないよう、特段の御配慮をお願いしたい。

記

1. 基本的考え方

介護保険法においては、保険者は要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者が介護サービス事業を行う事業者等から介護サービスを受けたときに、当該サービスに要した費用について介護給付費を支払うこととしており、厚生大臣が定める基準により算定した額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額についてその9割に相当する額を支払うこととされていること。

こうしたことから、事業者等が厚生大臣が定める基準により算定した額より低い費用の額で介護サービスを提供することが可能であること。

なお、介護保険サービスを提供する事業者は、運営基準において法定代理受領サービスに該当しないサービスの利用料と法定代理受領サービスに該当する介護保険サービスの費用額との間に、不合理な差額を設けてはならないとされていること。特に訪問看護等の医療系サービスについては、全国統一単価である診療報酬との間で、一般的には価格差を設けることはないものと考えられること。

2. 具体的な設定方法について

事業者等による低い費用の額の設定については、現在準備が進められている介護保険事務処理システム等に配慮しつつ、事業者の裁量の範囲をできる

限り広くする方法が採用されるべきであることから、

「事業所毎、介護サービスの種類毎に「厚生大臣が定める基準」における単位に対する百分率による割引率（〇〇%）を設定する。」

方法とすること。

(例)

「厚生大臣が定める基準」で 100 単位の介護サービスを提供する際に、5 % の割引を行う場合。（その他地域「1 単位 = 10 円」の場合）

事業所毎、介護サービス種類毎に定める割引率（5 %）を 100 単位から割り引いた 95 単位を基に、保険請求額及び利用者負担額が決定される。

保険請求額：

$$(100 \text{ 単位} \times 0.95) \times 10 \text{ 円/単位} \times 0.9 = 855 \text{ 円}$$

利用者負担額：

$$(100 \text{ 単位} \times 0.95) \times 10 \text{ 円/単位} - 855 = 95 \text{ 円}$$

利用者は割り引かれた 5 単位分を他の介護サービスに使用することができる。

3. 割引率の届出・周知について

事業者による事業所毎の低い費用の額の設定については、利用者及び居宅介護支援事業者が居宅サービス計画を作成する際に必要な情報となることから、事業者は事業所毎に設定する費用の額について、通常の事業の実施地域の所在する都道府県に事前に届出を行い、当該届出を受けた都道府県は当該割引の設定状況について、WAM NET への掲載等の手段により周知を図る必要があること。

また、その際の事務手続き、居宅介護支援事業者等への周知等に時間を要することが想定されることから、事業者による事業所毎の低い費用の額の設定については、事業者からの都道府県への当該届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から適用するものとして運用することが適切であること。

4. その他

本通知に係る内容については、既に国民健康保険団体連合会を含め、関係各部署と調整済みであるので、申し添える。